

仕 様 書

1 業務名

丘珠縄文遺跡発掘調査等支援業務

2 業務実施場所

(1) 遺跡名及び所在地

丘珠縄文遺跡（H 5 0 8 遺跡：北海道教育委員会登載番号 A - 0 1 - 5 0 8）

札幌市東区丘珠町 5 7 1 番地 3 他（別紙 2・3 参照）

札幌市農業体験交流施設（以下「さとらんど」という。）内

(2) 関連施設及び所在地

丘珠縄文遺跡体験学習館（以下「体験学習館」という。）

札幌市東区丘珠町 5 7 4 番地 2 他

3 業務実施場所等の管理体制

(1) 丘珠縄文遺跡、体験学習館

別途「丘珠縄文遺跡管理運営業務」を委託し管理運営を行っている。

(2) その他

上記(1)を除いたさとらんどの敷地・建物・設備等は、全てさとらんど指定管理者が管理運営を行っている。

4 業務期間

自：令和 7 年（2025 年） 6 月 2 日

至：令和 7 年（2025 年） 1 1 月 2 8 日

5 本市係員

(1) 発掘調査を担当する文化財調査員を本市係員とする。

(2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、作業の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

6 発掘調査代理人

(1) 発掘調査代理人は、記録支援等業務の測量作業等に従事する測量技師補が兼ねるものとする。

(2) 発掘調査代理人は、埋蔵文化財の発掘調査を支援する業務に係る 3 年以上の実務経験を有し、埋蔵文化財の発掘調査に精通しているものとする。

(3) 発掘調査代理人は、本市係員が計画する作業が円滑に進行するよう取り計らうものとする。

(4) 発掘調査代理人の業務は、業務実施場所における発掘調査に伴う掘削支援業務、

記録支援等業務、用地管理業務の統括管理とする。

7 業務体制

- (1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、発掘調査代理人を業務実施場所に配置すること。

本市係員　－　発掘調査代理人

- (2) 発掘調査代理人は、本市係員との協議に基づき、作業従事者に適切な指示を行い、業務を円滑に進行するものとする。
- (3) 発掘調査代理人は、作業日以外でも、責務に基づき必要とされる業務がある場合には、業務実施場所に勤務しなければならないものとする。
- (4) やむを得ぬ理由で発掘調査代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、本市係員の承諾を受けることとする。

8 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出しなければならない。なお、(3)には現場代理人と受託者の直接的な雇用関係を証明する書類及び資格証明書の写しを添付すること。ただし、それらに被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む）、生年月日が含まれる場合は当該箇所にマスキングを施すこと。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、本市係員の承諾を受けることとする。

- (1) 着手届
- (2) 発掘調査代理人指定通知書
- (3) 発掘調査代理人経歴書
- (4) 業務工程表

9 作業日

掘削支援業務は8～9月、記録支援等業務は7～10月、用地管理業務は6～11月に実施予定である。なお、詳細な作業日については、事前に本市係員と十分に協議した上で決定するものとする。

10 作業時間

- (1) 作業時間は、原則として9時00分～17時00分とする。
- (2) 天候その他の事由による作業の中断は、本市係員と発掘調査代理人が協議して決定する。

11 業務内容

- (1) 掘削支援業務

別紙4「札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書」に基づき、本市係員の指示に従い、埋蔵文化財に影響が及ばないよう細心の注意を払いながら、下記の業務を行うものとする。

ア 掘削・集積

(ア) 調査区の埋戻し土掘削及び仮堆積（土山成形含む）

(イ) 人力掘削土の集積

イ 埋戻し等

(ア) 発生土による埋戻し・敷均し

(イ) 調査区養生

ウ 重機稼働時の安全管理

(ア) 重機導線の確保

(イ) 誘導員の配置

エ 使用機材

(ア) 使用する重機は、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。

(イ) 重機の規格等は、別紙1「仕様詳細」を参考とし、本市係員と協議の上、決定すること。

オ その他

(ア) 重機等の出入りによって、園路・縁石等の毀損、調査区及び周辺の芝の損傷、調査区外への泥引き等が生じないように、十分配慮すること。

(イ) 排土の堆積は、高さ2.0m程度までとすること。

(ウ) 調査区の養生を適切に行った上で、発生土による埋戻しを行うこと。なお、養生の方法については、本市係員と協議すること。

(2) 記録支援等業務

別紙5「札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書」に基づき、本市係員の指示に従い、下記の業務を行うものとする。

ア 基準点測量

(ア) 3級基準点測量

(イ) 測量成果簿の作成

イ 水準測量

(ア) 4級水準測量

(イ) 水準測量手簿の作成

ウ 測量記録等

(ア) トータルステーションによる調査区・遺構・遺物の形状・位置記録（標高記録含む）

(イ) トータルステーションによる調査区・遺構の土層断面記録（標高記録含む）

(ウ) 小グリッドの設定

(エ) 写真測量による調査区のオルソ画像・3DPDFの作成

(オ) 記録データの処理・整理

(カ) 出土遺物等の管理・基礎整理（台帳作成、水洗い、注記、土壌選別等）

エ 使用機材

(ア) トータルステーションは、国土地理院認定の３級以上の機材を使用すること。

(イ) オートレベルは、国土地理院認定の３級以上の機材を使用すること。

オ 記録データ

(ア) 測量記録のデータ項目は、本市係員の指示に従うこと。データは、CSV 形式に変換し、記録メディア（DVD-R・CD-R 等）で納品すること。

(イ) 測量図面の内容・種類は、本市係員の指示に従うこと。図面データは、DXF 形式に変換し、記録メディア（DVD-R・CD-R 等）で納品すること。

(ウ) 必要に応じて、台帳管理や汎用 CAD 形式での作図等の機能を有する記録用ソフトウェアを用いて、測量記録データの整理をサポートすること。

カ その他

(ア) 基準点の座標は、世界測地系の座標を用いること。

(イ) 測量及び遺物等の基礎整理に必要な機材・消耗品等は全て受託者が用意すること。

(3) 用地管理業務

別紙１「仕様詳細」に基づき、本市係員の指示に従い、下記の業務を行うものとする。

ア 排水管理

(ア) 排水設備の設置・稼動・管理

(イ) 排水専用枡の清掃

イ 安全管理

(ア) 安全対策設備（転落防止設備、標識等）の設置・維持・管理

(イ) 調査区内、調査区法面、排土・残土の養生

(ウ) 仮囲い（既存ガードフェンス）の維持

ウ 器材等管理

(ア) 調査器材・資材の準備・管理

(イ) 発掘用具（既存）の維持

エ 緑地管理

(ア) 除草・集草

(イ) 芝生養生（散水等）

(ウ) 敷地清掃（枯葉・枯枝清掃、樹木下枝処理、小川清掃等）

オ その他

(ア) 各種設備及び器材等に不具合が生じた場合は、代替物を用意する等、速やかに対応すること。

(イ) 調査区の冠水を防ぐため、適宜排水作業を行うこと。なお、降雨量等を適

時確認し、作業日以外でも必要な場合は排水作業を行うこと。

- (ウ) 調査区表面の過度の乾燥を防ぐため、噴霧器等を用いた散水や、ビニールシート等での被覆及び養生等の措置を施すこと。
- (エ) 本市係員による調査区内の写真撮影の際、一定の明るさでの撮影を可能にするため、本市係員と協議の上、適宜直射日光を遮る等必要な措置を施すこと。
- (オ) 体験学習館の脇に設置された排水専用枡の内部を定期的に点検し、堆積した土砂の除去等の清掃を行うこと。
- (カ) 調査区内及び調査区の法面は、ブルーシートで被覆し、適宜土嚢袋を積む等して、崩落・土砂の流失等を防止すること。
- (キ) 排土・残土は、ブルーシートで被覆し、砂塵の飛散及び風雨による土砂の流出を防止すること。
- (ク) 仮囲い（既存ガードフェンス）にカギを設置して部外者の侵入を防止すること。
- (ケ) 仮囲い（既存ガードフェンス）について、適時巡回点検を行い、破損等が確認された場合は、必要な補修を行うとともに、本市係員に報告すること。
- (コ) 体験学習館に常備する既存の発掘用具について、定期的に刃部の研磨等の必要な措置を講じること。
- (サ) 除草の実施にあたっては、芝及び雑草の生育状況等に応じて、肩掛式刈払い機ないしは自走式草刈り機を適時使用すること。なお、草刈り機は、受託者の負担で準備すること。
- (シ) 芝養生では、適時、井水を利用して散水するとともに、必要に応じて施肥を行うこと。
- (ス) 必要に応じて、遺跡内の枯葉・枯枝の清掃、樹木下枝の伐採、及びさとの小川内の清掃を行い、調査区周辺の美化に努めること。

1 2 安全対策

- (1) 交通安全、災害、公害防止、防犯及び緊急時における連絡体制等については、所轄の労働基準監督署、警察署、消防署、周辺の医療機関及び緊急病院並びに道路管理者、関係官公署、地元関係者と緊密な連絡をとり、又は事前に把握し万全を期すこと。
- (2) 気象情報に十分留意し、大雨・強風等の警報が発令された場合及びそれに準じた状況と判断される場合には、現場パトロールを実施し、災害等の未然防止に努めなければならない。
- (3) 熱中症予防のため、黒球型熱中症計（JIS B 7922 適合品）を用いて WBGT 値を測定し、熱中症リスクを把握した上で、状況に応じて適切な対策を講じること。
- (4) 業務施工中、作業従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずるとともに、万一事故が発

生した場合には、応急処置等所領の措置を講ずるとともに、遅滞なく本市係員に報告すること。

- (5) 本業務の履行に伴い、既存施設等に毀損が生じた場合並びに事故が発生した場合は、受託者の責任において対応し、復旧及びその他の費用を負担すること。

1 3 業務日誌及び業務報告

- (1) 発掘調査代理人は、当該日の業務が終了した後に業務日誌を作成し、翌作業日に本市係員の確認を受けること。
- (2) 業務日誌には、その日の業務内容を記載すること。
- (3) 月毎に、当該月分の業務終了届を提出すること。終了届には、当該月分の業務日誌、当該月分の測量記録のデータ・図面（紙媒体）、業務日誌では確認しがたい当該業務の確認の証となる写真を添付すること。

1 4 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本市係員と協議の上、さとらんど指定管理者と事前に打ち合わせを行い、施設運営に支障を来さないよう万全を期すこと。
- (2) 本業務の履行に際しては、丘珠縄文遺跡管理運営業務の履行業者と情報交換を行い、お互いに協力すること。
- (3) 本業務従事者の通勤用車両の駐車場所は、本市係員の指定するさとらんど駐車場とする。また、本業務従事者の休憩・トイレ・手洗い等は、体験学習館を使用すること。
- (4) 本業務従事者には、履行業者名及び氏名を記載した名札の携行表示を義務づけること。
- (5) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。
- (6) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要なものは、受託者の負担で履行すること。
- (7) その他全般について、本市係員と十分に協議し、業務を遂行すること。

仕 様 詳 細

1) 掘削支援業務

1-1) 掘削・集積

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削	バックホウ ホイール型 山積0.45m ³ (平積み0.35m ³) 排出ガス対策型／掘削土量374m ³ (参考数値) ※全て調査区脇に仮堆積	h	14	2日×7h
集積	バックホウ ホイール型 山積0.45m ³ (平積み0.35m ³) 排出ガス対策型／人力掘削土量10m ³ (参考数値) ※全て調査区脇に仮堆積	h	56	8日×7h

1-2) 埋戻し等

名称	規格	単位	数量	摘要
埋戻し等	バックホウ ホイール型 山積0.45m ³ (平積み0.35m ³) 排出ガス対策型／埋戻し・敷均し：土量374m ³ (参考数値)	h	14	2日×7h

2) 記録支援等業務

2-1) 基準点測量

名称	規格	単位	数量	摘要
基準点測量		点	2.0	

2-2) 水準測量

名称	規格	単位	数量	摘要
水準測量		km	5.0	

2-3) 測量記録等

名称	規格	単位	数量	摘要
測量記録等	測量技師補1人(器材経費、材料費、旅費交通費含む)	日	27	

3) 用地管理業務

3-1) 排水管理

名称	規格	単位	数量	摘要
排水設備設置・稼動・管理	期間：令和7年(2025年)6月2日～11月28日 内訳(参考) ・工事中水ポンプ(口径50mm、揚程10m、0.75kw以上)2台 ・サニホース(80m)2本 ・運搬(設備・資材) ・軽作業員2人×4日程度×6カ月	式	1	

3-2) 安全管理

名称	規格	単位	数量	摘要
安全対策設備設置・維持・管理	期間：令和7年(2025年)6月2日～11月28日 内訳(参考) ・転落防止資材(鉄筋50本、トラロープ100m、カラーコーン20個、コーンバー10個) ・安全標識等(業務看板×2枚、立入禁止表示×8枚) ・運搬(設備・資材) ・調査区法面及び排土養生(軽作業員3人×4日程度) ・既存ガードフェンス維持(軽作業員1人×3日程度×6カ月)	式	1	

3-3) 器材等管理

名称	規格	単位	数量	摘要
調査関連器材等準備・維持・管理	期間：令和7年(2025年)8月1日～9月30日 内訳(参考) ・噴霧器1台 ・ブルーシート20枚 ・土嚢袋800枚 ・筵30枚 ・チャック付ビニール袋各サイズ各200枚 ・土壌サンプリング用ビニール袋200枚 ・遺跡養生用透明ビニールシート(幅1m×20m) ・運搬(器材・資材) ・既存発掘用具維持(軽作業員1人×4日程度)	式	1	

3-4) 緑地管理

名称	規格	単位	数量	摘要
除草・芝生養生・敷地清掃等	期間：令和7年(2025年)6月2日～11月28日 内訳(参考) ・除草・集草、芝生養生(散水等)、敷地清掃等(軽作業員84人工程、器材・資材含む)	式	1	

4) 共通業務

4-1) 業務管理

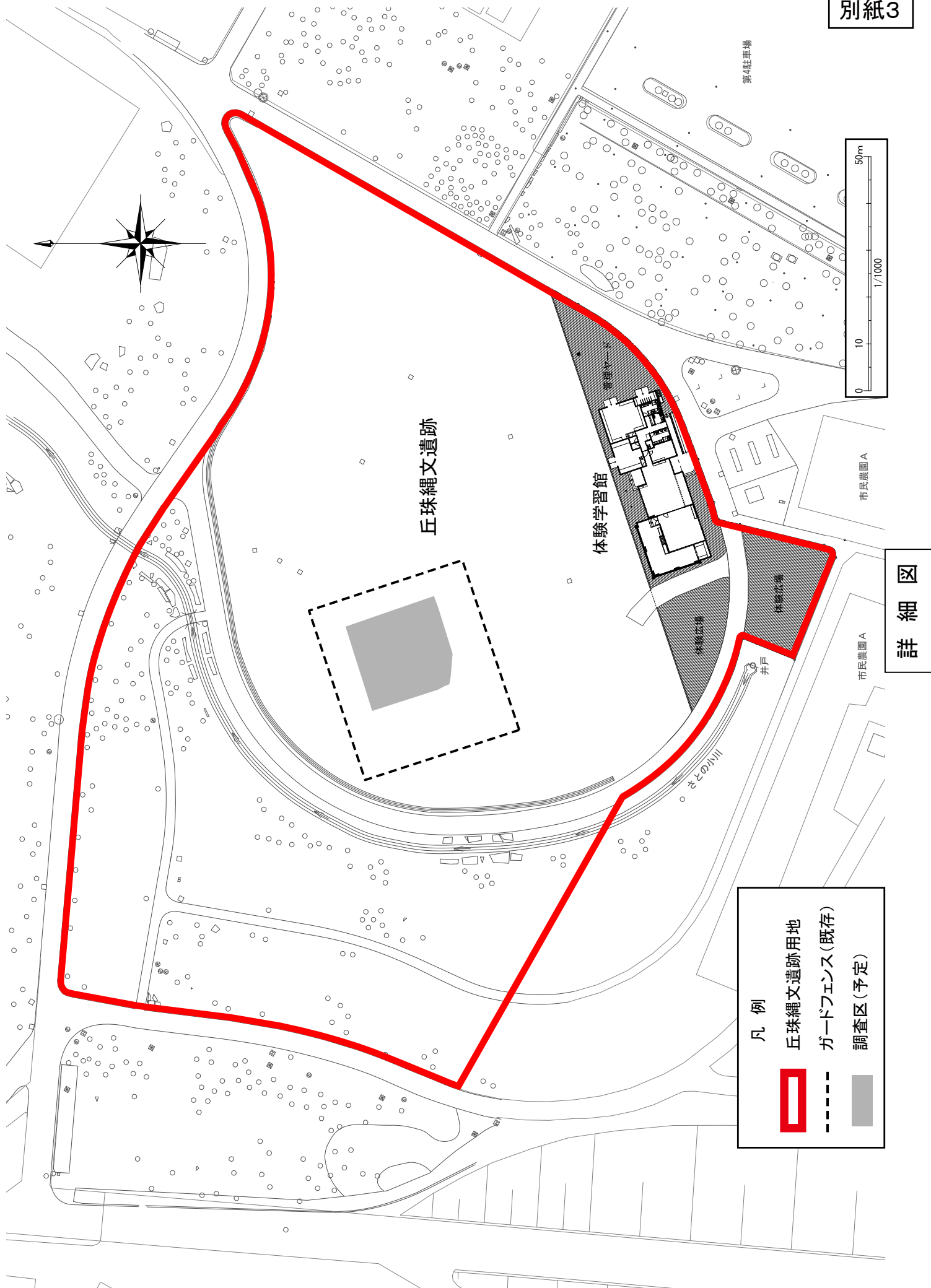
名称	規格	単位	数量	摘要
業務管理	発掘調査代理人(交通費等含む)	日	20	

4-2) 交通誘導警備

名称	規格	単位	数量	摘要
交通誘導警備員B	1人/日	人	12	



位置図



札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財掘削等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。本仕様書のほか、札幌市建設局「札幌市土木工事仕様書」を参考とし、工程管理を行うものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

掘削等：バックホウによる掘削をはじめブルドーザによる押土・盛土、ダンプトラック等による運搬、捨土、人手掘削までのすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

遺物包含層：土器・石器等が発見される層をいう。

調査区：掘削等を行う地区全体を指す場合と10×10m等に分割した区画をいう場合とがある。

表土等：アスファルト・コンクリート舗装、碎石、盛土、攪乱層および遺構・遺物を含まない二次堆積層などを総称していう。

攪乱：近代・現代の人々による掘削等の行為の跡で面的に広がりのある場合を攪乱層といい、掘込んで穴になっている場合を攪乱坑という。

二次堆積層：遺跡が形成された後に洪水等により堆積した層をいう。

業務仕様

1 安全管理

- (1) 掘削・埋戻等の作業中は騒音・振動・塵埃等の発生の防止に努め、第三者からの苦情がでないように注意し、苦情があった場合は誠意をもって解決しなければならない。
- (2) 重機・資材・残土・埋め戻し土の搬入出等の車両が、一般道路から出入りする場合には、交通安全対策・道路清掃に十分注意するとともに、交通誘導警備員を配置しなければならない。また、必要と認められる箇所には、標示板およびバリケード等の保安施設を設置し、第三者の注意を促すとともに、協

力を求めなければならない。

- (3) 業務中の事故を未然に防止するように万全の措置を講じ、万一業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与える事故が発生した場合には、応急の処置等所要の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を係員に報告し、一切の損害を賠償しなければならない。

2 掘削業務

- (1) 重機のオペレーターは、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 掘削等に使用する建設機械の選定にあたっては、自然環境への負荷や現場周辺の生活環境に配慮しなければならない。
- (3) 掘削等に使用する機種は、掘削にはバケットに平爪を装着したバックホウを使用し、重機及び人手掘削残土の集積、搬出にはブルドーザ、ダンプトラック等を使用することとし、使用機種等は、係員の承諾を得なければならない。
- (4) 表土等の掘削にあたっては、埋蔵文化財の調査であることを十分に認識し、遺構を破壊し、かつ遺物が排土とともに排出されることのないよう万全の注意を払い、常に係員に確認をとりながら実施しなければならない。
- (5) バックホウ等の重機は、在来地盤を後退しながら掘削し、一旦掘削した地区には係員の指示なく重機を進入させてはならない。
- (6) 遺物包含層までの表土等の深さが30 cm以上ある場合は、通常の土木工事の仕様により掘削し、30 cm未満の場合は、係員の指示のもとに慎重に掘削しなければならない。
- (7) バックホウのバケットより大きな攪乱坑は、係員と協議の上、調査深度まで除去する。その場合、攪乱坑の周囲の遺構・遺物に影響を与えないよう慎重に掘削しなければならない。
- (8) 構築物の基礎等が残存している場合には、バックホウのバケットで解体できるもので調査予定深度より浅い場合は、遺構・遺物に影響を与えないように慎重に解体・撤去し、調査予定深度より深い場合は、係員と協議の上処置しなければならない。
- (9) 遺物が発見された場合は、発見の位置、標高の記録、出土状態の実測、写真撮影等調査手順に従って作業を進めるため、みだりに掘り出してはならない。万一、元の位置から移動した遺物が生じた場合には、係員に報告し、所定の手順により処理する。
- (10) 遺構と思われる土層の変化を認めた場合は、一カ所を深く掘り込まずに平面の広がりを確認しなければならない。
- (11) 遺物包含層・遺構の発見される層は、人手による掘削を原則とし、重機で掘削してはならない。重機による掘削の必要が生じた場合には、係員の指示のもとに慎重に掘削し、遺構・遺物を発見した場合または土質や色調の変化が認められた場合には、直ちに掘削を中止しなければならない。
- (12) 重機掘削による残土は、場内または場外の指定の場所に集積または捨土し、飛散・流出等のないように措置しなければならない。
- (13) 場内に一時的に仮置きをした人手掘削による残土は、係員の指示により作業

の支障とならないように、場内または場外の指定の場所に集積または捨土しなければならない。なお、人手掘削と平行して作業を行う場合は、安全対策を実施すること。

- (14) 埋戻しの期間は、係員と協議の上決定し、仮置き掘削残土または別に指定する土砂等を使用し埋め戻しを行う。また、埋め戻し後の土砂の流出・陥没などが生じないようにしなければならない。

3 法令の遵守

- (1) 掘削等にあたっては、「土木安全施工技術指針」を参考にし業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考として業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止しなければならない。
- (2) 市街地における業務にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (3) 道路占用許可等業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (4) 本仕様書にかかわらず、「建設業法」、「労働基準法」、「職業安定法」、「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働災害保健法」、「公害対策基本法」、「道路交通法」等の関係諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図らなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

4 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。

札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財測量記録等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

測量記録等：トータルステーション、カメラによる各種範囲、位置、土層断面等の測量記録、写真記録と、遺構調査等を含む人力掘削のすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

業務仕様

1 安全管理

- (1) 受託者は、交通・自然災害、防犯等に関する緊急時の連絡体制を、係員と協議のうえ整備すること。
- (2) バックホウの作業半径内における各種作業は、原則として禁止する。
- (3) 部分的に深い掘削を行う場合は、壁面の崩落等の危険性を常に意識し、開口部への進入や排土等の滑落、従事者の配置等に留意すること。
- (4) 現場代理人は、測量記録や人力掘削に用いる道具等の安全かつ的確な使用方法の周知、整理・整頓を心掛け、安全かつ快適な現場環境の保持に努めること。
- (5) 掘削作業員の安全管理や体調管理は、現場代理人が配慮すること。
- (6) 従事者及び観測機器・車輛等が、第三者やその車輛等の往来を妨げないように配慮すること。
- (7) 業務の実施に際し、従事者及び第三者の安全を確保する必要が認められる場合は、交通誘導警備員やバリケード等の保安施設を配置しなければならない。

2 測量記録業務

- (1) 測量作業は、国家基準点や公共基準点を用いて行うこととし、調査区方眼の設定方法については、係員の指示に従うこと。
- (2) 測量記録については、係員の指示により、各種範囲、位置、土層断面等について、トータルステーションを使用して測量し、三次元データとして記録すること。
- (3) 写真記録については、係員の指示により、事業地や調査の状況、各種検出状況、土層断面等について、係員が指示した状態、範囲で写真撮影するものとする。
- (4) 遺物の出土状況を撮影する場合は、遺物に付着した土を除去し、遺物の特徴を明瞭に記録できる状態にする必要があるが、みだりに遺物を取り上げることがないようにしなければならない。
- (5) 測量機材については、その故障等で作業が中断することのないよう留意すること。
- (6) 測量成果は、指定された形式に変換の上、指定された媒体で納品すること。
- (7) 写真記録は、指定された媒体で納品すること。
- (8) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。

3 掘削業務

- (1) 掘削作業員は、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 人力掘削は、係員の指示した深さ、土層まで、土質や土色の変化に注意しながら、排土中に遺物が含まれることがないように、慎重に作業すること。
- (3) 遺構・遺物が発見された場合は、速やかに係員に報告すること。
- (4) 遺構・遺物が発見された場合は、係員の指示に従い、慎重に検出・精査すること。

4 法令の遵守

- (1) 業務の実施に際しては、「文化財保護法」、「測量法」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に際しては、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、安全管理及び衛生管理に努めること。
- (3) 作業員の雇用に際しては、「労働基準法」、「雇用保険法」、「労働災害補償保険法」等の関係法令を遵守すること。
- (4) 業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

5 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。